

由布市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、介護サービス事業者等に対して行う指導及び監査について、別に定めがあるもののほか、基本的事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、介護サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）並びに第1号事業に係るサービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）及び第1号事業に係る費用（以下「第1号事業支給費」という。）の請求等に関し、法令、通達等に対する適合状況等について個別に明らかにし、必要な助言及び指導を行い、又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者の保護、介護報酬及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 指導及び監査の対象は、次に掲げる介護サービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院
- (5) 指定介護予防サービス事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 指定介護予防支援事業者
- (8) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が指導等を必要と認める事業者等

(指導及び監査の方針)

第4条 介護サービス事業者等に対する指導及び監査の基本方針については次に掲げるとおりとする。

(1) 指導

介護給付等対象サービスの取扱い並びに介護報酬及び第1号事業支給費に関する事項について周知徹底させるとともに、法令、通達等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言、指示等を行うことを方針とする。

(2) 監査

介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬及び第1号事業支給費の請求

について不正又は著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(指導の形態)

第5条 介護サービス事業者等に対する指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

介護サービス事業者等に対して必要な指導の内容に応じ、指導の対象となる介護サービス事業者等の関係職員を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次の形態により、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において行う。

ア 市が単独で行うもの(以下「一般指導」という。)

イ 厚生労働省及び大分県と合同で行うもの(以下「合同指導」という。)

(指導の選定基準)

第6条 指導は、すべての介護サービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて実施するものとする。

(1) 集団指導

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請及び第1号事業支給費の請求内容、制度改正及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導

ア 一般指導

国の示す指導重点事項に基づき選定するほか、市長が一般指導を要すると認める介護サービス事業者等の中から選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(指導方法等)

第7条 介護サービス事業者等に対する指導方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬及び第1号支給事業の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の形式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲

げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

- (ア) 実地指導の根拠規定及び目的
- (イ) 実地指導の日時及び場所
- (ウ) 指導担当職員数
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

厚生労働省が定める介護保険施設等実地指導マニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談形式で行う。

ウ 指導結果の通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項並びに介護報酬及び第1号事業支給費について過誤による調整を要すると認められた事項がある場合には、後日文書によって通知する。

エ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して文書で通知した事項について、必要な場合には文書により報告を求める。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 介護報酬及び第1号事業支給費の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(監査の選定基準)

第9条 監査は、下記に示す情報等から、指定基準違反等の場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる情報
- (3) 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 実地指導において確認した指定基準違反等の情報
- (5) 業務管理体制の不適正な整備・運用状況

(監査方法等)

第10条 監査対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知する。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当職員数
- (4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

- 2 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、報告若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該介護サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を行うものとする。

(勧告及び命令等)

第11条 介護サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合は、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。

- 2 前項の勧告があったときは、介護サービス事業者等は当該勧告に基づく措置の内容を期限内に文書により報告するものとする。
- 3 介護サービス事業者等が第1項に規定する勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 介護サービス事業者等が正当な理由なく第1項に規定する勧告に係る措置を講じないときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて勧告にかかる措置を講ずるよう命令することができる。
- 5 前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示するものとする。
- 6 第4項に規定する命令があったときは、介護サービス事業者等は当該命令に基づく措置の内容を期限内に文書により市長に報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 指定基準違反等の内容が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号又は第115条の45の9各号のいずれかの規定に該当すると認めるときは、当該介護サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(聴聞等)

第13条 監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後取消処分等の予定者に対して、由布市行政手続条例（平成17年条例第12号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第14条 第11条の勧告及び命令並びに第12条の指定の取消し等を行った際に、不利益を生じた保険給付の全部又は一部について、法第22条に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収するものとする。

- 2 第11条の命令又は第12条の指定の取消し等、重大な違反であると判断した場合には、原則として法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じ

て得た額を徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月5日から施行する。